

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <https://www.tsubota-tmb.co.jp>
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F

令和 8 年 1 月 29 日発行
 担当: 神藤
 TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和 8 年度税制改正大綱 PartⅣ 消費税制

1. 適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置

(1)個人事業である適格請求書発行事業者の令和 9 年及び令和 10 年に含まれる各課税期間（免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限る。）については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に 7 割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の 3 割とすることができることとする。

（個人事業者は 3 割特例へ。法人は予定通り廃止）

(2)適格請求書発行事業者が上記(1)の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとする。

(3)上記(1)の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、その翌課税期間について簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度の適用を認める。

(注)現行の適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用を受けた適格請求書発行事業者についても上記と同様の措置を講じ、令和 8 年 10 月 1 日以後に終了する課税期間から本措置を適用できる。

2. 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

(1)インボイス制度開始後も発注側企業が免税事業者との取引につき 8 割控除ができるとされている経過措置における控除可能割合について、次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とする。

①令和 8 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで 70%

②令和 10 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで 50%

③令和 12 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで 30%

(2)一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で 1 億円（現行：10 億円）を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととする。

(注)上記の改正は、令和 8 年 10 月 1 日以後に開始する課税期間から適用する

3. 輸出少額免税制度の見直し

(1)通信販売の方法により国内以外の地域から国内宛てに発送される資産（一の資産の対価の額が 1 万円（税抜）以下であるものに限る）の譲渡（以下「特定少額資産の譲渡」（仮称）という）を、資産の譲渡等に係る消費税の課税の対象とする。

(注)簡易課税制度における仕入控除税額計算基礎となる課税資産の譲渡等の範囲から特定少額資産の譲渡分を除外。

(2)事業者（免税事業者を除く）が特定少額資産の譲渡を行った場合において、その特定少額資産の譲渡に係る課税貨物に輸入に係る消費税が課されたときは、その課税貨物に係る輸入許可書等の保存を要件として、その課税期間における課税標準額に対する消費税額からその特定少額資産の譲渡に係る消費税額を控除する。

4. 特定少額資産販売事業者登録制度の創設

(1)下記(2)特定少額資産販売事業者の登録を受けた事業者（以下「特定少額資産販売事業者」（仮称）という）が行った特定少額資産の譲渡に係る課税貨物（次に掲げる事項がその課税貨物の輸入申告書等に付記されているものに限る）の保税地域からの引取りについては、輸入に係る消費税が課税されないための措置を講ずる。

①その課税貨物に係る特定少額資産の譲渡を行った特定少額資産販売事業者の登録番号

②その課税貨物が特定少額資産の譲渡に係るものである旨

(注)特定少額資産の譲渡に係る課税貨物が郵便物として輸入される場合、上記輸入申告書等に代えて郵便に関する条約に基づき差出人がその課税貨物に貼付け又は添付した税関告知書に上記①及び②に掲げる事項が付記されているものを上記の措置の対象とする。

(2)特定少額資産販売事業者の登録

「特定少額資産販売事業者」とは、特定少額資産の譲渡を行う事業者（免税事業者を除く）であって、納税地を所轄する税務署長に申請書を提出し、税務署長の登録を受けた事業者をいう。

(注)特定国外事業者（事務所、事業所等を国内に有しない国外事業者をいう）が上記の登録を受ける場合にあっては、消費税に関する税務代理人があること等を要件に加える。

(3)特定少額資産販売事業者の登録の取消し

特定少額資産販売事業者が登録取消しの届出書を納税地の所轄税務署長に提出すれば、登録を取消することができる。

(4)事業者免税点制度との適用関係

上記(2)の登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、上記(3)の登録の取消しを求める届出書の提出が行われない限り、事業者免税点制度は、適用しない。

5. 物品販売に係るプラットフォーム課税の導入

(1) デジタルプラットフォームを介して行う次に掲げる資産の譲渡のうち、指定を受けたプラットフォーム事業者（以下「第2種プラットフォーム事業者」（仮称）という）を介してその対価を収受するものは、第2種プラットフォーム事業者が行ったものとみなす。

① 国外事業者が国内で行う資産の譲渡（付随する資産の譲渡等を含み、特定少額資産の譲渡に該当するものを除く）

② 事業者が行う特定少額資産の譲渡

(注) 電気通信利用役務の提供の特定プラットフォーム事業者の名称を「第1種プラットフォーム事業者」（仮称）とする。

令和8年度税制改正大綱 Part V 納税環境

1. ダイレクト納付の利便性の向上

eTAXにより行われる期限内申告等と併せてダイレクト納付の手続が法定納期限当日に行われた場合（その税額が1億円以下である場合に限る）において、法定納期限の翌取引日にその納付又は納入がされたときは、法定納期限当日に納付又は納入があったものとみなして、延滞金に関する規定を適用する。（注）令和10年4月1日以後に行う手続に適用。

2. 国税・地方税の情報連携の拡充

国税・地方税当局間での情報連携について、個人住民税・固定資産税・自動車税・軽自動車税・滞納情報に関するオンラインでの照会を可能とするとともに、行政機関間の通知の対象に、固定資産税の償却資産に係る配分通知等を追加。

(注) 上記の改正はオンライン照会機能は令和9年5月1日、団体間回送手続の対象追加は令和9年9月1日から施行。

3. 個人住民税における配当課税に係る所要の措置

納税義務者が自己の同族会社である法人との合計で株式等の保有割合が3%以上となる内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等について、引続き総合課税の対象とした上で、道府県民税配当割の対象とする等の所要の措置を講ずる。

令和8年度税制改正大綱 Part VI その他

1. 国際観光旅客税の税率引上げ

国際観光旅客税について、税率を出国1回につき3,000円（現行：1,000円）に引き上げる。

2. 防衛特別所得税（仮称）の創設

(1) 納税義務者

① 所得税の納税義務者は、基準所得税額につき防衛特別所得税を納める義務がある。

② 所得税の源泉徴収義務者は、その源泉徴収に係る所得税の額につき防衛特別所得税を徴収し納付する義務がある。

(2) 税額の計算

① 防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額とする。

② 防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とする。

③ 基準所得税額の計算その他上記①及び②以外の税額の計算については、復興特別所得税と同様とする。

(3) その他

申告納付等、源泉徴収等、質問検査権及び罰則等については復興特別所得税と同様とする。その他所要の措置を講ずる。

3. 復興特別所得税の改正

(1) 復興特別所得税の税率を1.1%（現行：2.1%）に引き下げる。（注）令和9年分以後の所得税等について適用。

(2) 復興特別所得税の課税期間を令和29年まで（現行：令和19年まで）の間とする。

(3) その他所要の措置を講ずる。